



従業員にかけた団体定期保険金と法人の取り分

従業員にかけた団体定期保険の裁判例が、最近、相次いでいます。本人の同意なしにかけた保険であるとして、契約全体を無効とした判決を紹介します（平成9年3月24日静岡地裁）（原告控訴中）。

◎原告Xらの夫であり父であったAは、シャッター や雨戸等の製造販売を営む被告Y会社に勤務していましたが、昭和63年6月25日、くも膜下出血のため、死亡しました。

問題の団体定期保険は、被告Y会社が生命保険会社8社との間で契約を締結していたもので、Aの死亡後、Y会社は8社合計4,892万2,624円を受領しています。この保険契約締結に当たっては、福利厚生目的の保険であることと、この保険金等の全部又は一部は弔慰金として支払われるという趣旨の協定書又は覚書がありました。しかし、原告Xら遺族に支給された弔慰金はわずか10万円にすぎなかったところから、遺族が会社に対しこれを不当利得として、その全額の引渡しを求めたという事件です。

◎裁判所は、協定書又は覚書は存在していたが、従業員はこれらの団体定期保険契約の存在を全く知らなかつたのであり、覚書等の内容は従業員に周知されていなかつたと認めました。

この団体定期保険契約の性質は商法674条1項に「他人の死亡を保険事故として支払われる保険金であつて、保険金受取人の指定又は変更には被保険者の同意が必要」とされています。その趣旨について裁判所は、被保険者の生命を狙う犯罪を誘発したり、保険による不労利得を取得する目的で加入したり、他人の死亡を射幸契約上の条件としたりすることは公序良俗に反するおそれがあるからであると判示しています。

◎裁判所は、保険契約締結に当たって、もし、被告Y会社のように多数の従業員を抱える大企業において、個々の従業員の同意を得ることが事実上不可能であるならば、そもそも団体定期保険契約を結ばなければよいだけのことである、と言い切り、この保険契約は、商法の定める被保険者の同意を得ていないものとして無効であると判断しました。つまり、保険金は、遺族にも会社にも支払われないことになったのです。

◎なお、判決は「事案の性質及び審理の経過等に鑑み、敢えて次のとおり付言しておきたい。」として、この保険の本来の趣旨が従業員の不時の死亡による遺族の生活保障という理念であったにもかかわらず、生命保険会社がその多大な経済的影響力を背景に安定株主対策等に協力・支援する見返りとして、団体定期保険契約を締結し、実質的には、生命保険会社の主導のもとに、主として、生命保険会社・被告Y会社双方の経済的利益追求のためにこそ行われたものであるとし、理念と乖離した運用が今回の紛争の起因であると指摘し、早急に現状を是正するよう異例の要望をしています。

この判決を受けて生保各社は既に新しい「総合福祉団体定期保険」を売り出していますが、税理士にとっては顧問先の保険契約の見直しを迫られる判決です。

(資料提供 税法データベース編集室)